

酒田市建設工事低入札価格調査制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、建設工事の発注において、酒田市建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の対応について定めるものとする。

(低入札価格調査の内容)

第2条 要綱第4条により落札の決定が保留となった場合は、要綱第5条各号に該当するか否かを判断するため、次に掲げる事項について調査を行う。

- (1) 入札価格積算の根拠及び妥当性の適否
- (2) 施工体制及び資材等の調達等の適否
- (3) 当該入札者の経営状況等
- (4) その他必要な事項

(失格数値基準)

第3条 要綱第6条第2項の失格数値基準は、対象者の積算内訳書において計上されている次の各号に掲げる経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該経費の額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たない場合とする。

- (1) 直接工事費 75パーセント
- (2) 共通仮設費相当額 75パーセント
- (3) 現場管理費相当額 75パーセント
- (4) 一般管理費 50パーセント

2 契約担当者は、工事の性質上特に必要があると認められるときは、前項第1号に定める率に代えて、65パーセントから75パーセントの範囲内の適宜の率を用いることができる。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。